

議案第 67 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人の市民税に係る扶養親族申告書の市長への提出の義務化及び非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の創設を行うとともに、市たばこ税の税率を引き上げるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 扶養親族申告書の提出

扶養控除の見直しに伴い、給与所得者及び公的年金等受給者が給与支払者等を経由して市長に扶養親族申告書を提出することを義務化する。

イ 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の創設

金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内において管理されている上場株式等に係る譲渡所得等で、その非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年内に支払を受けるべきものについて、市民税を課さない。

(2) たばこ税関係

ア 市たばこ税の税率の引き上げ

(ア) 旧3級品以外の製造たばこ

区 分	現 行	改正後	引上額
市たばこ税 (1,000本につき)	3,298円	4,618円	1,320円
【参考：県分】 (1,000本につき)	1,074円	1,504円	430円
【参考：国分】 (1,000本につき)	3,552円	5,302円	1,750円
計	7,924円	11,424円	3,500円

(イ) 旧3級品の製造たばこ

区 分	現 行	改正後	引上額
市たばこ税 (1,000本につき)	1,564円	2,190円	626円
【参考：県分】 (1,000本につき)	511円	716円	205円
【参考：国分】 (1,000本につき)	1,686円	2,517円	831円
計	3,761円	5,423円	1,662円

*旧3級品は専売公社制度下において3級品とされた紙巻たばこ

イ 手持品課税の実施

平成22年10月1日（指定日）前に売り渡し等が行われた製造たばこを指定日に販売のために2万本以上所持する卸売販売業者等又は小売販売業者等に対し、指定日に売り渡したものとみなして、たばこ税の手持品課税を実施する。

3 施行期日

- (1) 2(1)ア 平成23年1月1日
- (2) 2(1)イ 平成25年1月1日
- (3) 2(2) 平成22年10月1日

【参考（地方税法の改正分）】

個人住民税

1 扶養控除の見直し（平成24年度以後の分について適用）

(7) 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止する。

(イ) 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除額を33万円（19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）及び23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）は現行どおり）とする。

2 同居特別障害者加算の特例の改組（平成24年度以後の分について適用）

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改める。

3 生命保険料控除の改組（平成25年度以後の分について適用）

生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円（現行：7万円）とする。

(7) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除

新たに介護医療保険控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。

(イ) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除

従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除（それぞれの適用限度額3.5万円）を適用する。